

民國文獻資料叢編

民國時期
社會調查
資料彙編

國家圖書館 選編

國家圖書館出版社

國家圖書館 選編

民國時期社會調查資料彙編

第九冊

國家圖書館出版社

康德三年度農村實態調查報告書

戶別調查之部

第二分冊上(敦化縣、磐石縣、榆樹縣、延吉縣)

(偽)國務院實業部臨時產業調查局 編

長春:(偽)國務院實業部臨時產業調查局,一九三六年鉛印本

75
產調資料 (36)

(55)
康 德 三 年 度

農村實態調查報告書

戶 別 調 查 之 部

第 二 分 冊

(敦化縣、磐石縣、榆樹縣)
(延吉縣、莊河縣、鳳城縣)

國務院實業部臨時產業調查局



康 德 三 年 度

農村實態調查報告書

戶 別 調 查 之 部

第 二 分 冊

(敦化縣、磐石縣、榆樹縣)
(延吉縣、莊河縣、鳳城縣)

國務院實業部臨時產業調查局

國立北平圖書館藏

中国图书分类法

第三版

北京

人民邮电出版社

（北京）

（北京）

緒 言

滿洲國建國の基礎愈々鞏固なるを加へ、舉國産業經濟の建設に當りつゝある基礎的調査を實行し、適正妥當なる政策決定に資すべき諸材料を提供するは刻月本局の設置を見るに至れり。

本局調査部第一班に於ては、康德元年度以降繼續五年事業として農村實態調査を全滿の社會經濟的諸關係の基礎的事項を闡明し、以て土地制度、小作關係、農業勞働關係に對する諸金融、物資配給方法の改善、農民負擔の合理化等諸政策樹立の資を提供せんとせり。

蓋し以上の根本的農業諸政策を樹立遂行せんが爲には、此等諸政策の對象たる農村社會の外的諸現象を總括一觸する事を以てしては到底適正を期し難く、又個々の農家を適宜選擇抽出して調査するも亦畢竟妥當を保し得ざるを以て、我國農村の社會經濟的諸現象の由來する根源を究明する事極めて肝要なり。即ち農村の内部構成、構成する諸要素の基本的諸關係を如實に闡明し、絶えず農村の實態に照らすことにより、諸般の政策をして其の基調を誤らざらしめん事を要す。之れ農村實態調査が幾多の危険と困難とを排して遂行せらるゝ所以に外ならず。

康德元年度に於ては、先づ北滿穀倉地帶中十六縣を選び實地調査を施行せしが、康德三年度に於ては之に引續き南滿を中心とし全滿に亙り二十一縣を選び實地調査を施行せり。

吉林省—敦化、磐石、榆樹

龍江省—洮南

黑河省—瑷琿

三江省—樺川、富錦

間島省—延吉

安東省—莊河、鳳城

奉天省—遼陽、遼中、蓋平、新民、梨樹、西豐、海龍

錦州省—黑山、盤山

熱河省—豐寧、寧城

而して實地調査に當りては、各縣より原則として耕種農業を主産業となす一部落を選定し、當該部落に就て「戸別調査」「選擇調査」及び「一般調査」を行ひ、更に近隣部落の「概況調査」、縣城又は關係市場等に於ける補助的調査を併せ施行せり。「戸別調査」に於ては、部落全戸に亙り各戸別に農家經濟の態様を聴取し、「選擇調査」に在りては、豫め一定の條件に基き選出せる一部農家に就き内容の詳細を調査し、更に「一般調査」に在りては、全部落又は當該地方の自然的、社會的、歴史的諸條件並に各戸の相互關係を調査せり。之等調査と近隣部落の概況調査其の他を綜合して村落社會の機構を訊し、更に進んで地方的事情を察知するに資せしめんとせり。

本資料は第二回滿洲農村實態調査の一部をなす「戸別調査」の中主要部分を整理集計したるものにして、詳細なる一般調査資料に就ては他日公刊するの豫定なるを以て、茲には殆んど何等の工作を加へず、素材としての數字又は事實を採録するに止めたり。

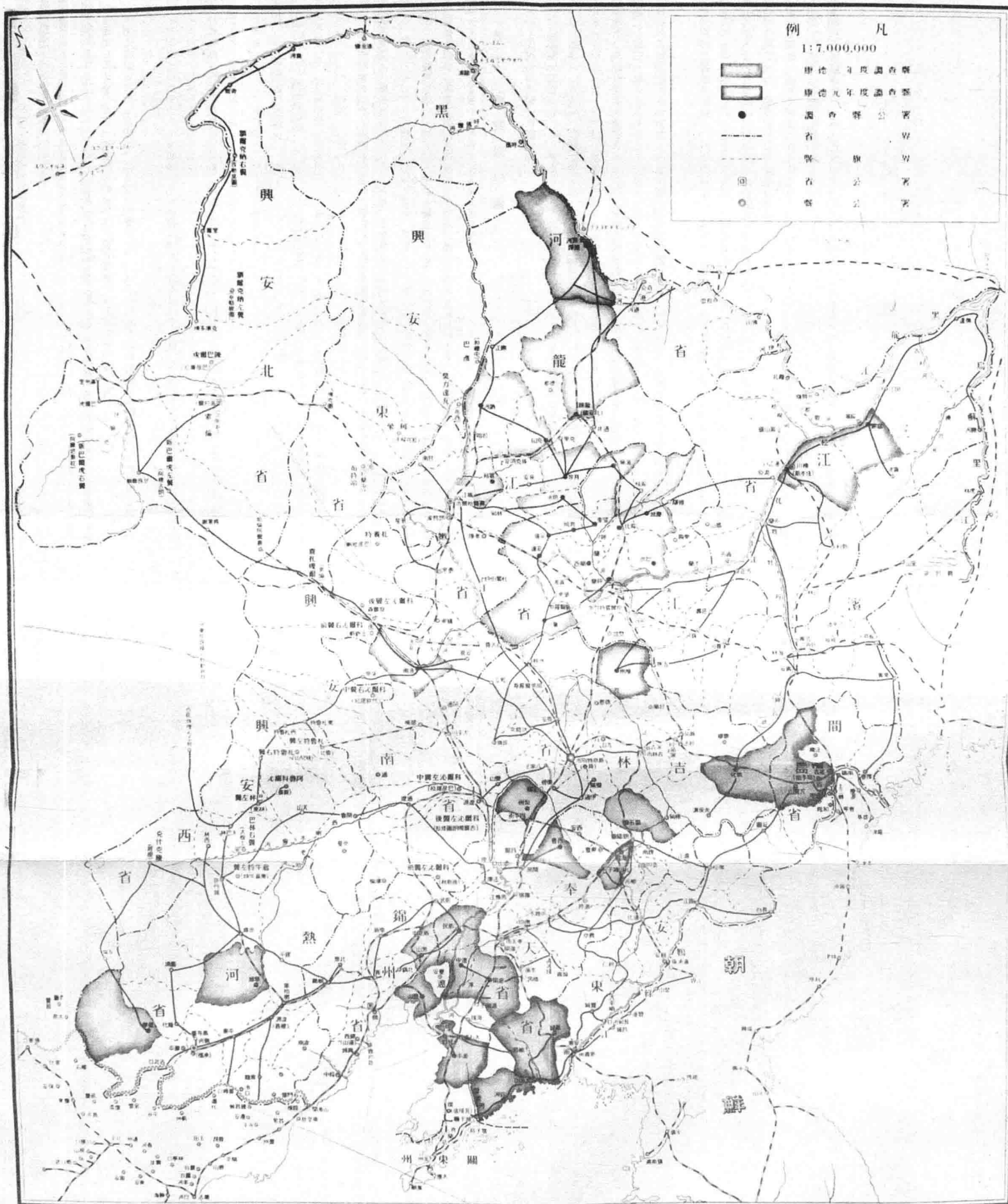
尙第二回農村實態調査は、調査員七名乃至八名通譯同數を帶同する十一箇班を編成して、康德三年二月下旬より約七十五日間の日子を費して、治安未だ定かならざる僻遠の地に凜烈の寒氣を冒し施行せるものにして、之偏に班員の挺身的努力を俟ちて完成せられたるものなり。

終りに、本調査に對し諸種の援助と高配とを賜りたる關係各公署、地方官民に對し深甚なる謝意を表す。

康 德 三 年 十 二 月

滿洲國實業部臨時産業調査局

調查地域全圖



凡 例

1. 各調査屯に付農家戸別調査表より十六の集計表を作り、之を補足する意味で屯の概況を附し、参考迄に縣略圖、度量衡、地積、税目、税率及び糧石公定價格圖表を添へた。
2. 調査年度は調査の便宜上農民の慣習に従ひ陰曆をとり、陰曆康德二年十二月末日現在の狀況及び陰曆康德二年一月一日より十二月末日迄の間に生起した事實につき調査した。
3. 縣略圖は縣内に於て占める調査屯の位置と、交通關係とを鳥瞰すれば足りるとし、敢て嚴密な正確さを求めなかつた。
4. 調査屯の概況に於ては、集計表より明かとなる部分の解説は省略し、單に補足的な説明を加へるに止めた。即ち先づ調査屯を中心とする現在の環境を略述し、次いで其の屯の沿革を一瞥して、更に特殊の事情があれば其の説明を加へることとした。
5. 糧石公定價格圖表は當該調査屯を管轄する税捐局が、糧石税課税標準として公定した價格を圖表化したもので、集計に際しては糧石税捐の算出と現物評價との基準價格とした。本圖表の穀物は黃豆(大豆)、高粱、穀子(粟)、包米(玉蜀黍)其の他調査屯に於て、重要な穀物を選択せるもので、年度は税捐局發表が陽曆なるため其の儘陽曆を用いた。
6. 集計表は十六表よりなつて居るが、以下集計表を見る上の注意並に説明を順を追ふて記述する。
尙本集計表は、後日發表せらるる「一般調査報告書」と共に一體をなすもので、集計表のみでは理解に不充分な點があることを恐れる。唯滿洲語を用語とせるものについては、利用者の便宜を考慮して簡單な説明を附すに止めた。詳細なる意義内容に付ては「一般調査報告書」に譲る。

第一 農家概況表

本表は第二表以下の各表より抽出して農家の規模及び性格を示した。

「農家番號」——調査年度たる陰曆康德二年度末現在の農家戸數を表はすべきであるが、調査時期が翌年一月末乃至三月にかゝつた爲め、農民の移動期に際會し、其の間に於ける離屯者については調査不能となり、集計表より除外するの止むなきに至つたものがある。従つて集計表に記載せる農家戸數は、陰曆康德二年度末現在の實數よりは少い場合がある。但し陰曆康德二年度末以後、調査時期以前に離屯せるものについても、可能なる限り之を調査して表中に加へた。

「經營様式」——各農家が現實に農耕に關與する仕方によつて、基本形態を地主、自作、小作、雇農の四となし、之を組合せて次の十五の經營様式とした。農耕に關與しないものは一括して雜業者の名稱を與へた。

1. 地主 2. 地主兼自作 3. 地主兼自作兼小作 4. 地主兼小作 5. 地主兼自作兼小作兼雇農 6. 地主兼自作兼雇農
7. 地主兼小作兼雇農 8. 地主兼雇農 9. 自作 10. 自作兼小作 11. 自作兼小作兼雇農 12. 自作兼雇農 13. 小作
14. 小作兼雇農 15. 雇農 16. 雜業者

尙此の場合に於ける組合せ方は、次の規準によつて一應整理した。

(1) 「地主」、「自作」——南滿に於ては一畝以下の菜園、北滿に於ては一晌以下の菜園については、之を賃付或は自作する場合と雖も、地主或は自作の範疇に入れない。例へば二十晌を自作して五畝の菜園を賃付けて居る場合には、南滿では地主兼自作となるが、北滿では自作となる。

(2) 「小作」——小作面積が小であつても該農家にとり重要性を持つ場合には、一畝(南滿)又は一晌(北滿)以下の小作を爲す者も小作とした。

(3) 「雇農」——戸主が雇農なる場合は勿論、其の家族員が年工、月工、日工等の名で他家の農業經營に雇傭せらるる場合に於ても、其の勞賃が該農家の經濟上重要な意義を持つ様な農家には雇農なる名稱を與へた。

「家族」——「全數」關には他出して居るものでも、經濟的に一世帯を爲す者は之を含み雇傭人員は之を含まない。「勞働員數」とは家族員で農業勞働に常時從事して居る員數の意。年工、月工、日工に付ては第四被傭勞働表及び第五雇傭勞働表説明參照。

「實質的所有熟地面積」——第七土地關係表説明參照。

「役畜」——成畜のみを採録した。第九飼養家畜表説明參照。

「牛具」——第四被傭勞働表説明参照、傭はれて居る場合は「賃」、雇つて居る場合は「雇」とした。

「副業」——便宜上農業の傍ら金銭収入を目的として行ふ農業に關係ある生産業のみを記入した。

「他業」——農業、副業以外にして金銭収入を目的として、或は報酬として金銭収入の伴ふ業務を一括して此の欄に含めた。

凡 第二 農家略歴表

本表は渡滿後の移動、家業の變遷を通じて農家の浮沈狀況を示した。

例 「同族關係」——屯内の同族關係を示す爲め符號を附した。同族とは分家關係で連がる親戚の意。

「出身地」——現戸主の出身地ではなく、當該農家の發祥地と謂ふ意味である。

「前身」——現戸主の前身ではなく、先祖の身分と謂ふ意味である。

「渡滿後の移動並に家業の變遷」欄中「a」「b」「c」「d」なる符號の意は次の通りである。

「a」——渡滿後の移住地。括弧内は該地居住年數。

「b」——移住の年代、年代の數字は必ずしも其の年を指すのではなく、其の頃と謂ふ意の場合が多い。

「c」——當時の所有地面積（出典地を含み、入典地を除く）。括弧内は耕作地面積（自作地+借入）。

「d」——經營樣式

「1.2.3.…」欄は農家の住居の移動又は家業の變遷の順序を示す。

第三 家族構成表

本表は一世帯に含まれる家族と傭年工の性別年齢別人員を示した。

「家族計」——調査年度末同居してゐた家族以外に、出稼、仕官、遊學等の爲め不在なるも、送金、仕送り等により家計と密接な關係を有する者は含む。

「年齢」——數へ年に依り十二階段に分ち該當員數を記入した。

「修學中」——私塾、書房、小學、中學堂其の他を問はず、現に教育を受けつつある家族員數。

「識字」——一般的に文字を解する家族員數。

「文盲」——全く文字を解しない者及び一般的に識字能力を有せざる家族員數。但し原則として七歳以下の者を除いた。

家族員の勞働を「自家勞働」と「被傭勞働」とに分ち男の勞働能力については夫々調査屯に於ける呼稱を其の儘採用した。

「勞働能力」は一般に男成人一人前の勞働能方を「成工」として、其の半分のものを「半拉子」、一人前と「半拉子」との中間を「大半拉子」、また「半拉子」にも足りぬものを「小半拉子」と呼んでゐる。

「從屬者」——老人、病者、廢疾者、幼少者、學生等の如く「自家勞働」及び「被傭勞働」に何等關係なき家族員、即ち被扶養者の意。但し不具疾病者と雖、勞働に従事する者之には含まない。

「年工」——調査年度中農業勞働に傭した年工、尙擲青は第五被傭勞働表（其二）にて扱ひ茲には含まない。

第四 被傭勞働表

本表は家族員の勞力が他家の農業經營其の他に關與せる形式、程度及び之に對する勞賃等を示した。

「耕作地」——自作地+借入地

「勞賃計」——全勞賃の總和

「年工」「月工」「日工」欄は、何れも農業勞働に傭はれた者のみを擧げた。

年工——一箇年を通じて傭せられる勞働者は勿論、一箇年に足らざる場合と雖一箇年の大半を傭せられるものは年工と呼ばれてゐる、普通八箇月乃至十箇月のものが最も多い。

月工——月雇の意で一箇月乃至數箇月のもの最も多い。

日工——日雇の意。

牛具——一般に役畜及び農具持參にて、他家の一定面積の農耕、例へば土糶搬入、整地、播種、中耕、收穫物運搬等の全部

又は其の一部を行ふ請負作業と見られるものである。但し面積を一定せず労働日数に依りて勞賃を計算するものもある。雇ふ側からは雇牛具の名を以て呼ばれてゐる。被傭の場合は「賃牛具」として取扱つた。

換工——勞力と勞力の交換である。例へば成工三日分の勞力を他に提供し、他日他家よりも成工三日分の勞力を受けるが如きである。交換する個人の能力に差あるときは、豫め適當なる交換比率を定め、多くの場合比較的公平に行はれてゐる。尙地方に依つては勞力と畜力との交換をも換工と呼ぶ場合がある。

挿具——二戸以上の農家が勞力、役畜、農具等を出し合ひ畜力利用に必要な單位を構成し、之を相互に各自の農耕に使用するもので、畜力利用の一手段である。

「其他被傭」——農業勞働以外の報酬を得て爲す勞働一切を含む。

第五 雇傭勞働表

本表は自己の農業經營及び其の他の業務につき、勞力を他家より雇傭せる諸關係を示した。第四被傭勞働表とは表裏の關係にある。

從つて「勞賃計」「年工」「月工」「日工」「雇牛具」「換工」「挿具」「其他雇傭」の扱ひは第四被傭勞働表と同様である。

尙「撈青」については勞働關係表にも小作關係表にも扱ひ難いので特に附表として「撈青表」を用いた。撈青を扱つてゐるのは洮南、齊城の二縣である。撈青の意義、内容については「一般調査」に譲るとして茲では具體的に表の内容を見る外はない。第五勞働關係表（其二）、第十小作關係表参照。

「撈青の名稱」——調査地方に於いて實際使用せられてゐる土語を其の儘記入した。

附加菜園——撈青の耕作する耕地に附加して撈青主より耕作を許されてゐる菜園を指す。

官工——撈青たるの故を以て、撈青主に對し一定の義務勞働に服することである。此の場合義務勞働そのものに對しては報酬を受けることがない。

「繼續年數」——該撈青關係が現在に至る迄何年繼續したかを示す。

第六 勞働關係表

本表は農業其の他の勞働者（年工、月工、日工）各個につき勞働の種類及び條件其の他諸關係を示した。

「年齡」——夫々年工、月工の年齢を示す。

「勞務種類」——調査地方に於ける呼稱を其の儘採用した。

打頭的——自ら農業勞働に従事しつつ、部下を率ゐて農耕上の指揮、統制、時に計畫をも行ふ者。

趕車的——老板子とも言ふ。犁丈大車の操作に熟練せる能力を有する者。

跟做的——隨當的とも言ふ。一般の農業勞働に従事する者。

看青的——農作物を見廻り看守する者。

馬管兒——放馬的とも言ふ。馬の飼育、管理に當る。

牛管兒——牛の飼育、管理に當る。

猪管兒——看猪的とも謂ふ。豚の飼育、管理に當る。

大師傳——炊事夫。

更管兒——打更的とも言ふ。夜警をなすもの。

打油的——搾油勞働者

第七 土地關係表

本表は主として所有、押、典、貸借關係の下にある土地の種類、面積及び其の利用狀況を示した。

土地の種類は農民の慣行に依る地目に從つた。例へば宅地利用として作付してゐる面積も宅地として扱つた。

土地の面積は實面積又は之に近い面積を表はし、地畛面積とは必ずしも一致しない。第十一公租公課表説明参照。

「實質的所有熟地面積」——農家が實際に自作貸付に依り収益を爲してゐる熟地面積を示し、從つて出典面積を除き、入典面積を含んでゐる。

典——他人より一定の金銭の融通を受け、之に對して自己の不動産を使用収益せしむる行爲であつて、他日融通を受けたると同額の金銭を給付して、其の使用収益を終らしめることが出来る。その融通せる金銭を典價と謂ふ。該不動産の使用収益を許すことを出典と呼び、之を受くることを入典（接典、承典）と謂ふ。入典者は出典者に對し、典價の返還を請求し得ない點で普通の金銭貸借とは異なる。第十五貸借關係表参照。

押——金銭の借入に際して一定の不動産を指定し、他日金銭を返納するか又は之に代へて該不動産の占有を貸主に與ふることを約する契約である。

「貸付地」——貸付小作地の附加物及び建物附加物たる菜園、普通畑を含む。

「借入地」——借入小作地の附加物及び建物附加物たる菜園、普通畑を含む。

共有地に付いては、屯の代表農家に共有地全面積を一括記入し、「備考」欄に共有農家を附記した。尙代表農家以外の共有農家に付いては、共有地全面積を括弧の上記入した。代表農家不明なる場合は共有農家に夫々全面積を括弧の上記入し、「備考」欄に共有農家を記載した。共同使用地についても同様に扱つた。

第 八 建 物、大 農 具 表

本表は建築物並に大農具につき示した。

「住居房子數」——住居に供せらるゝ家屋の間數の意。一間房子の廣さは普通間口一丈乃至一丈五尺奥行一丈八尺乃至二丈程度と見て大差ない。

「家屋種類」——家屋の建築様式を示す。

瓦房——屋根は瓦を以て葺き切妻形をなす。

草房——屋根は草葺で切妻形をなす。

平房——屋根は泥土を固めて作り蒲葺形をなす。

馬架子——堀立小屋

押租——不動産の有償貸借にして、「押租錢」の授受を行ふ契約を謂ふ。「押租錢」は借主の賃借料支拂義務に對する保證金にして、借主が賃借料を滞納するときは、貸主は押租錢を以て之に充當することが出来る。尙ほ押租錢の額を多くし、その利子を賃借料に當て別に之を納めない契約もある。

「農舍房子數」欄及び「畜舍」欄の「所有」には便宜上入典を含み出典を除いた。農具の共有、共用については第七土地關係表の共有と同様に扱つた。

第 九 飼 養 家 畜 表

本表は役畜及び農家經濟上重要な用畜の年年末保有數並に年度内に於ける増減等を示した。

成仔の標準は牛は滿二年未滿、馬・騾・驢は滿三年未滿、豚・綿羊・山羊は滿一年未滿を以て仔とした。

「貸付」（寄託）欄及び「借入」（受託）欄には長期に亙るもののみを採録した。家畜の共有、共用に付いては第七土地關係表の共有と同様に扱つた。

第 十 小 作 關 係 表

本表は小作關係として比較的表示し易い部分に付いてのみ示した。

「地主」——括弧内は又小作の中間地主を示す。

「證書及保證人の有無」——（書）は證書あり、（人）は保證人ありの意。

「小作地」——小作附加地を含まざる小作面積。

「小作地附加物」——小作地以外に地主が小作人に無償で貸與又は給與するもの。

「小作料附加物」——主たる小作料（粮石、現銀）以外に小作人が地主に納付するもの。

「繼續年數」——當該小作關係が實際に繼續した年數。

共同小作については第七土地關係表の共有と同様に扱つた。

第十一 公 禁 公 課 表

本表は課税物件、課税額並に納付狀況を示すと共にその分勞關係をも示した。

公租公課の納付額は、調査年度中に納入されたものに付いてのみ記入した。従つて年度欄に「大元」とあるは、調査年度中に納付した税額の中大同元年度分を示す。

表を読む上の便宜の爲め、地主なる公租公課を取り擧げて簡単な説明を試みる。素より單なる手引に過ぎない。

1. 國の財政に屬するもの

田賦——農耕地につき、土地所有者に賦課せられる土地税。

禁烟特税——罂粟栽培面積につき、その栽培者に賦課せらる。

出產粮石税——收穫後他に搬出せられる粮石につき、出產者、又は未納税の粮石取得者に賦課せられる。

木税——伐採せる木材につき、伐採者又は未納税の木材取得者に賦課せられる。

牲畜税——牛、馬、驢、驘（熱河省にては駱駝を加ふ）につき、飼育者又は買主に賦課せられる。地主に依りては賣買の外自家生産家畜についても、成畜となれるものに對し課税せられる。

屠宰税——牛、豚、羊につき之を屠宰せる者に賦課せられる。

酒 税——成製酒類につき、その製造者に賦課せられる。

印花税——印紙税にして帳簿證書作者又は受領者に賦課せられる。

契 税——不動産租契、典契、賣契につき商租人、承典人、買主に賦課せられる。

婚書費——結婚證明書とも謂ふべき婚書の發給を受けるに要する官製用紙代及び手数料。

鹽 税——鹽類につき製鹽場より引取る際に、鹽取引業者に賦課せられる。

2. 縣の財政に屬するもの

畝 捐——地方税としての土地税。

學 捐——教育費に充てる名目で、土地所有者に賦課せられる。

山場又は場畝捐——荒地につき、その所有者に賦課せられる。

剪 課——柞蠶場につき、その所有者に賦課せられる。

剪 捐——柞蠶飼育面積につき、その飼育者に賦課せられる。

義倉費——義倉制度に依り徴收せられるもの。

警備費——縣の警備費に充つる爲め徴收せられる。

賑災錢——罹災者救済費として土地所有者より徴收せられる。

營業捐——地方税としての營業税。

房 捐——家屋税。

木 捐——國の木税に相應するもの。

屠宰捐——國の屠宰税に相應するもの。

車牌捐——車 税。

狗 捐——畜犬税。

田房中證書——不動産の賣買等の契約に對する官の證明書料。

本表（其一）田賦の項につき、

「所有面積」——第七土地關係表（其一）の「所有地」欄の「總計」と同一のもの。

「地券面積」——地券面上の所有面積にして實際の所有面積とは一致しないことが多い。また登記なき爲地券面では一人の

凡

例

名義なるも實際には數人に分割所有せられてゐる場合がある。分家について特に多い。斯かる場合には「地券面積」「課税面積」「應納額」「納付税額」の記入は地券保管農家に一括記入し保管せざる農家の該當欄には括弧の上記入した。此の場合に於ける租税負擔分の授受は便宜上夫々「地主への支拂額」「小作人よりの受入額」欄に括弧の上記入した。

凡 「課税面積」——地券面積を基準として、その全面積或は何割かになつて居り、地方に依つて様ではない。本欄「差引計」は自己名義課税面積の計を示した。本欄「所有地」は入、出典地を含まざる純所有地、「出典地」「入典地」に典契の手續を経たるものを表はし、括弧内の數字は未だ手續を経ざる面積を示す。

例 「應納額」——「課税面積」に對す課税額。

「納付税額」——調査年度中に納付したる額。

「罰款」——納期を經過せる爲徴収せられた罰金。

「入典者よりの受入額」——土地を出典せる場合未だ税契手續を爲さざる爲め、該土地に對する税負擔を入典者より受入れたる額、或は入典者が出典者に代つて直接納税せる額を示す。

「出典者へ支拂額」——前項と逆の關係である。

「小作人よりの受入額」「地主への支拂額」——地主及小作人との間に於ける租税の負擔關係を表はす。但し括弧内に付いては前記「地券面積」欄説明参照。

「差引」——該農家の實際に負擔せる額を示す。

第十二 作物別播種面積並收量表

本表は農作物の種類、播種面積、收量及び作付の變遷を示した。

「播種面積」——宅地利用作付地を含み二毛作面積についてはその延面積とした。

「收量半減以下面積」欄中の括弧内は收穫皆無面積を示す。

第十三 農産物賣却表

本表は農産物及び副業生産物につき賣却量、時期、賣却方法、販賣費、手数料、税捐等を示した。

「自己支出」——車馬借入費又は運搬費、飲食費、宿泊費、警備費等販賣に要したる經費の中「手数料」「税捐」以外の費用を指す。

「手数料」——粮棧或は車店等に於て農産物販賣代金受取の際、その中より直接差引かれた手数料を示す。

第十四 生活費現金支出表

本表は農家の生活費の中現金支出（未拂を含む）を示した。

本項調査に於ては調査の便宜上、生活費現金支出の全部を調査せる農家と、豫め重要費目を指定して、そのみを調査した農家とがある。従つて集計も二種に分れてゐる。

「住居費」——家賃を含む。

「年紙」——年末に正月用として購入する祭祀用品。農民の年紙と稱するものの中には單に祭祀用品のみならず正月を迎ふる準備として購入する食料品其他を含むも、茲には單に祭祀用品のみとする。但し農民の記憶不明のため、已むを得ず一括したものもある。

第十五 貸借關係表

本表は農家の貸借關係を示した。

貸借は貨幣及び現物の兩者につき（一）調査年度以前に借入（貸付）をなし調査年度末に於て未済（未回收）のもの（二）調査年度以前に借入（貸付）をなし、調査年度内に返済（回收）せるもの（三）調査年度中に借入（貸付）をなし同年度内に返済回收せるもの（四）調査年度中に借入（貸付）をなし年度末に於て未済未回收のものにつき總て調査した。